

アラブ首長国連邦・ドバイ首長国の 健康保険制度

2014年1月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた2014年1月31日時点の情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

アラブ首長国連邦・ドバイ首長国の健康保険制度

1. 新制度の背景と目的

強制健康保険制度の導入が中東湾岸（GCC）諸国で次々と進められています。2004年サウジアラビアの強制健康保険の導入に始まり、2006年にはアブダビが、国立健康保険会社ダマンを設立し、健康保険制度を実施しました。ドバイは、当初2009年1月1日に強制健康保険スキームを導入する予定でしたが、世界的な金融危機の影響で、その実施が延期されました。カタールは、2013年6月に強制社会健康保険法を發布し、今後、数年に渡り段階的な導入が行われる予定です。

実施延期から五年後、サウジアラビア、アブダビ、そして最近新法を發布したカタールに続き、ドバイ保険局（DHA）は、ドバイ強制健康保険制度の詳細を発表しました。「ドバイ首長国健康保険法（2013年第11号）」が2013年11月24日に制定されました。同法は、2013年12月15日付の官報で報じられ、告知から60日後の2014年2月13日から施行されます。実施規則も同日2014年2月13日に発表されるものと見込まれます。

同法の施行は、下記の三段階に分けて行われ、今年開始し、2016年末に完了する予定です。

- a) 第一段階： 2014年10月 被雇用者が1,000人以上の会社
- b) 第二段階： 2015年7月 被雇用者が100人以上999人以下の会社
- c) 第三段階： 2016年6月
 - (i) 被雇用者が100人未満の会社
 - (ii) 被雇用者の配偶者と扶養家族
 - (iii) 家庭内労働者

新制度によるドバイ政府の目的は、効率的で安定した医療の財務基盤を確立することにより、全国民が質の高い医療サービスを公平に受けることを可能にすることにあります。ドバイは、公開市場アプローチを採用し、民間保険会社に市場を解放し、優良保険会社や投資家の強制健康保険スキームへの参入を促すことで活発な健康保険システムを築くことを目指しています。ドバイは、強制健康保険の導入により、GCC諸国が盛んに取り組む医療財政基盤の改革に足並みを揃えることとなります。

2. 新制度の概要、最低補償（傷病）範囲、申請・登録の条件と手続き

新制度の概要

新制度は、ドバイに在住する外国人労働者、ドバイへの出張者、ドバイに在住するUAE国民を対象とする健康保険契約に適用されます。新制度では、基本医療保険のかたちで最低補償範囲が設けられますが、UAE国民、駐在員、出張者への適用範囲は異なります。また、基本パッケージに加えて補償範囲を拡大することもオプションとして可能です。健康保険への加入は、個人が居住権あるいは渡航ビザを取得するための必要条件となります。雇用

主は被雇用者を健康保険に加入させる義務を負います。同様に、スポンサーはその受援者を、ドバイ政府はドバイに在住する UAE 国民を健康保険に加入させる責任を負います。

強制最低補償範囲

導入される予定の最低補償範囲の詳細については、現在、法律で定められていません。実施規則の発布とともに、強制補償範囲も明らかにされるものと思われます。DHA は暫定的に、駐在員に対する現地保険会社による強制補償範囲について以下のように概要を発表しています。：

- a)入院 : 検査、診断、治療、手術、応急手当
- b)妊娠出産 : 外来産前検査、入院出産、新生児
- c)外来 : 一般外来診療、専門医、コンサルタントによる検査、診断、治療、臨床検査、レントゲン検査、理学療法、薬品治療、ワクチン・予防医療、糖尿病スクリーニング（30歳以降、ハイリスク患者の場合は18歳以降、3年ごと）、歯科検診および治療、補聴器および視覚補助器、視覚矯正手術

保険会社の登録

新制度に基づき、現地で認可を受けた保険会社はすべて、DHA から、ドバイで健康保険を提供するための許可（DHA 許可）を取得しなければなりません。認可を受けていない保険会社は DHA 許可の取得を申請することはできません。DHA 許可を取得するためには、保険会社は、DHA 許可申請書と、その保険会社が DHA の設ける諸条件を満たすことを裏付ける証拠書類を DHA に提出する必要があります。DHA 許可取得申請書は、eClaimLink からオンラインで入手できます。

申請者は、苦情処理手続き、情報保護、財務報告、評価、eClaimLink のコンプライアンス e-Prescription および e-Autorisation、コールセンターの効率、ネットワーク管理体制、メンバー間の連絡、医療保険商品の登録、書類などの管理体制、法規制の遵守など、一般的あるいは専門的なさまざまな条件を満たしていることを裏付ける証拠を提示しなければなりません。

DHA 許可取得の締め切りは 2014 年 1 月 1 日でした。まだ DHA 許可は下されていませんが、近々、DHA 許可取得者あるいは申請者に関し、発表があるものと思われます。

また、現地で認可を受けた保険会社には、“参加保険会社”として登録するという選択肢もあります。“参加保険会社”に限り、月収 AED4,000 未満の労働者（作業労働者）に強制健康保険パッケージを提供することが認められます。これは、今後、他の労働者へも拡大される可能性もあります。参加保険会社としての登録申請は、eClaimLink からオンラインで行うことが可能です。

ドバイでの新たな公共保険機関の設立とアブダビのダマンとの比較など、ドバイとアブダビの強制保険スキームの比較

アブダビの強制健康保険制度とドバイに導入される保険制度には、それほど違いはありません。二つの制度の異なる部分を以下にまとめます。：

アブダビ	ドバイ
外国人労働者に、渡航から2カ月後以降適用される（スポンサーの義務）	外国人労働者に、渡航から2カ月後以降適用される（労働者の義務）
UAE国民スキームのティカ（Thiqa）はオプション	UAE国民にも適用
雇用主は、被雇用者およびその家族（配偶者および18歳未満の子供）に対し加入義務を負う	雇用主は、被雇用者に対してのみ加入義務を負う（扶養者は対象外）
首長国立の保険会社ダマンが市場をほぼ独占	首長国立の保険会社を設立する予定はない
ダマンは、特定の被保険者（低所得者およびUAE国民）を独占的に補償	"参加保険会社"に限り、特定の被保険者（月収AED4,000未満の労働者）の補償が可能
HAADが医療費の設定を完全に管理	DHAは、例えば、オンラインで臨床転帰を公開したり、患者が医療機関の評価ができるオンライン・フォーラムを設けるなど、医療費と医療サービスの透明性を確保するための技術を用い、医療費のコストダウンを目指している
HAADが保険料算出の決定権を有する。低所得労働者の保険料は年間AED600と設定	DHAは、月間/年間AED500からAED700までの保険料率指数を設けることを保険会社に義務付ける見込み。保険料は、指数から+/- AED 25の差におさめなければならない
強制最低補償基準の年間補償限度は1人AED250,000	DHAによると、強制最低補償基準に対する累積補償限度はAED150,000とされる見込み

民間医療保険スキームに加入する社員の新制度への移行

雇用主やスポンサーは、それぞれのセクターの新制度の実施日以降、被雇用者や受援者が加入する健康保険が新スキームの条件を満たすものであることを確実にする義務を負います。保険会社は、強制最低補償範囲に対応する健康保険カバーとオプションとしての拡大カバーを用意するでしょう。被雇用者の健康保険は、新制度実施日後の最初の更新時に新制度の条件を満たすものでなければなりません。よって雇用主は、実施日まで被雇用者が適切な保険に加入できるよう、前もって計画的に保険スキームの移行を行う準備をしなければなりません。

他国の公共社会保障制度、本社の医療保険に既に加入している外国人労働者の扱い

外国人労働者の雇用主は、他国の健康保険への加入の有無にかかわらず、すべての被雇用者に対し、現地で認可を受けた保険会社による強制最低補償範囲を満たす保険契約を提供しなければなりません。雇用主は、被雇用者が適切な健康保険に加入しない限り、その被雇用者のビザを取得あるいは更新することは出来ません。新制度の条件として、強制健康保険は、DHAに登録し、現地で認可を受けた保険会社によって提供されなければなりません。